

○駒澤大学サークル活動ガイドライン

目的

本ガイドラインは、「駒澤大学学生支援に関する基本方針」に基づき、駒澤大学(以下「本学」という。)の学生が行うサークル活動の健全な発展を推進するための指針である。

第1章 サークルについて

1. 定義

本ガイドラインにおけるサークルとは、本学学生が、建学の精神に即し、専門科目の探求・知育体育の修練・趣味教養の涵養・学生相互の啓発親睦・民主的団体運営の諸訓練など、学生生活の充実向上をはかることを目的として自主的に組織され、本学が認めた課外活動を行う学生の団体をいう。

2. サークルの活動

サークルの活動は、学生の自主的活動であるため、原則各サークルの責任のもと、学生生活にふさわしく行うものとする。活動にあたっては、学内諸規程等や各種法令等の社会的規範を遵守し、安全に配慮して行わなければならない。ただし、スポーツ推薦選抜適用サークルについては、別に定める。

3. サークルの認可

サークルを設立し、準公認サークルの要件を満たしている場合は、定められた期日までに指定された資料等を提出、申請することで準公認サークルとしての認可を受けることができる。

また、準公認サークルとして満1年以上活動継続しており、公認サークルの要件を満たすサークルは、定められた期日までに指定された資料等を提出、申請することで公認サークルとしての認可を受けることができる。

4. 準公認サークルの要件

準公認サークルは以下を要件とする。

- ①構成員が5名以上いること ただし、構成員は本学学生に限る
- ②サークル規約に基づき、自主的かつ独立した活動を行っていること

なお、準公認サークルとしての認可は当該年度限りとし、定められた期日までに所定の手続きをすることによって毎年度更新するものとする。ただし、準公認サークルとしての認可の更新は原則2回までとする。

5. 公認サークルの要件

公認サークルは以下を要件とする。

- ①構成員が10名以上いること ただし、構成員は本学学生に限る
- ②サークル規約に基づき、自主的かつ独立した活動を行っていること
- ③代表指導者として専任教職員による部長または顧問を置いていること

なお、公認サークルとしての認可は当該年度限りとし、定められた期日までに所定の手続きをすることによって毎年度更新するものとする。

6. 部長または顧問

公認サークルは、代表指導者として専任教職員による部長または顧問を置かなければならない。部長または顧問の任期は当該年度限りとし、再任を妨げない。

必要に応じて、部長または顧問を補佐する副部長または副顧問等を置くことができる。

7. 監督・コーチ等

サークルは、部長または顧問とは別に、必要に応じて監督・コーチ等の指導者を置くことができる。

8. 社会的規範に反した行為への措置

サークルが、学内諸規程等や各種法令等の社会的規範に反したとき、または本学学生の身分としては相応しくない行為などが認められた場合は、その行為の重大性および悪質性に応じて、解散、活動停止、公認または準公認としての認可取消等の措置を講じることがある。

第2章 指導者について

1. 部長または顧問の役割

部長または顧問の役割は、以下の通りとする。ただし、スポーツ推薦選抜適用サークルの部長の役割については、別に定める。

- ①学生の自主性を尊重しつつ、教育的観点からの指導および助言すること
- ②活動状況および会計管理状況の確認すること
- ③活動時における安全面への配慮や事故防止・マナー等の注意喚起および助言すること
- ④提出書類の確認および提出書類への記名押印すること
- ⑤事件事故等が発生した場合、大学と連携し、問題解決のための対応に協力すること

2. 監督・コーチ等の役割

監督・コーチ等は、当該サークルの技術的観点からの指導および助言を行い、課外活動の充実および向上を図ることを役割とする。指導にあたっては、学内諸規程等や各種法令等の社会的規範を遵守し、安全に配慮して行わなければならない。ただし、スポーツ推薦選抜適用サークルの監督・コーチ等の役割については別に定める。

第3章 大学からの支援について

1. 学内施設の借用

公認サークルは、取扱部署に申請し許可を得ることで、学内施設を借用することができる。

2. 学内物品の借用

公認サークルは、取扱部署に申請し許可を得ることで、学内物品を借用することができる。

3. 学内での広報活動

公認サークルは、取扱部署に申請し許可を得ることで、学内で広報活動を行うことができる。

4. 必要な活動経費の一部助成

公認サークルは、取扱部署に申請し許可を得ることで、必要な活動経費の一部助成を受けることができる。

5. 準公認サークルへの支援

特段の事情がある場合、準公認サークルに対して、学内施設の借用、学内物品の借用、学内での広報活動を認めることがある。

第4章 安全管理について

1. 活動の計画

サークルは、活動するにあたって、安全に配慮した活動計画を事前に立てるよう努めなければならない。また、事件・事故が発生した場合の対応についての体制も事前に整えておくよう努めなければならない。

2. 活動の安全配慮

サークルは、活動するにあたって、構成員全員が相互に連携し、常に安全に配慮して未然に事故を防ぐよう努めなければならない。

3. 活動の届出

サークルは、学内外で活動を行うにあたり、手続きが必要となるものについて、定められた期日までに指定された資料等を提出しなければならない。

4. 保険への加入

サークルは、活動状況に応じて、関連する各種保険に積極的に加入するよう努めなければならない。

5. 活動中の事件事故等の対応

サークルは、活動中に事件事故等が発生した際は、速やかに大学およびサークルの部長または顧問に連絡し、相互に協力し合いながら、真摯に対応するよう努めなければならない。

第5章 学生支援センターの役割について

1. サークルへの指導・助言

学生支援センターは、各サークルの活動状況を把握し、サークルが安心安全に活動が行えるよう指導・助言を行う。

2. サークルの組織力強化の仕組みの構築

学生支援センターは、サークルに対して、各種講習会や説明会等の開催、学外における研修会等への参加の促進等を行い、サークルが活動するにあたっての安全性を高め、学生による自主的運営を強化するための仕組みを構築する。

3. 大学施設における事故予防

学生支援センターは、事故防止のため、施設管理部署と連携しながら、課外活動で使用できる大学施設の環境整備の提言を行う。

4. 事件事故等発生時の対応

学生支援センターは、事件事故等発生時は、学生、部長・顧問および大学関係部署等と速やかに連携し対応にあたる。

(附則)

1 このガイドラインは令和6年4月1日から施行する。